

## 第9回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成22年12月6日(月) 9時30分～11時30分  
開催場所 高知共済会館3階 中会議室  
参加者 (委員)  
根小田渡委員(委員長)、橋本誠委員、中越利茂委員、高村禎二委員、  
金子努委員、森永洋司委員、戸田文友委員  
(高知県)  
臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境部副部長、  
大野森づくり推進課長、久武企画監(分収林改革担当)  
稲垣総務福利課長  
欠席 武田裕忠委員  
司会 森づくり推進課 山中

---

(司会)

ただいまから第9回高知県森林整備公社経営検討委員会を開会したいと思います。  
事務局を担当しております、森づくり推進課の山中でございます。どうぞよろしくお願い  
いたします。

委員の皆さまには、お忙しいところご出席をいただきまことにありがとうございます。  
本日は、武田委員におかれましては、所用により欠席との連絡を受けております。  
最初にお手元に配布しております資料のご確認をお願いいたします。

一番上に本日の検討委員会の会議次第でございまして、次に「高知県議会産業経済委員  
会(平成22年9月定例会)における審議概要」でございます。次に「中間報告の速やか  
に対応すべき公社経営改善策にかかる経過報告について」でございます。次に「平成20  
年度版森林組合一斉調査の取りまとめ」でございます。次に「1. 採算林と不採算林の定義に  
ついて」でございます。次に「林業公社会計基準の策定について中間報告」でございます。  
次に「報告書(素案9)」でございます。

本日の資料は以上でございますが、不備がございましたらお申し付けください。よろし  
いでしょうか。

会に先立ちまして、森林整備公社の体制の変更並びに人事異動がありましたので、ご報  
告いたします。新聞等でご存知かとは思いますが、11月30日をもちまして畠中理事長が  
退任され、後任に臼井林業振興・環境部長が理事長を兼務することになりました。

(臼井林業振興・環境部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

また、経営改革推進監が配置されました。

本日の日程はお手元の会議次第のとおりです。

それでは、ここからの進行を根小田委員長にお願いしたいと思います。根小田委員長、よろしくお願いいたします。

(根小田委員長)

はい、おはようございます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日の検討委員会ですが、事務局の方から紹介がありましたように、前回、中間報告を出しましたので、それに対する県議会からの意見等、中間報告に関連した報告をいただきたいと思います。

それからもう一点。中間報告の中で速やかに対応すべき公社の経営改善策、いくつか出しておりましたが、それに関するその後の経過報告をいただきたいと思います。

その上で、今後の公社の存続のための中間報告の中で、五つの前提条件というのを出しておりましたが、その中の特に「森林資産の査定について」及び「事業手法の見直しについて」、改革プランの3の検討をしていただきました森永委員、橋本委員に考え方を整理していただいておりますので、それを紹介していただいて検討していきたいと思っております。委員の皆さまのご協力、よろしくお願いいたします。

それでは会議次第に基づきまして、まず報告事項の1について、事務局の方から報告をお願いいたします。

(事務局)

事務局の久武でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

「高知県議会産業経済委員会における審議概要」というペーパーを入れてございますが、前回中間報告をいただきまして、それを産業経済委員会、我々の所管する委員会の方にご報告をしながらご意見をいただきました。

それを取りまとめたものがこのペーパーでございます。项目的には17項目ぐらいございますが、少し簡単に説明させていただきたいと思います。

最初の方から、森林整備公社の負債はどれだけなのかとか、それから今回、補正をさせていただいて繰上償還をさせていただいておりますので、その範囲はどのくらいの額を決めておるんだとか。

当然、分収割合の契約について見直しが行われるのかということと、それから最終的には今、公社の負債が280億円ございますが、万一公社が駄目な場合については、この負債を県が負うのかというようなことでございます。

それから、新会計基準が策定をされた場合については、公社の会計はどうなるのかというようなご心配をさせていただきました。

それから、有利子負債の償還についての、金利についてはどれくらいがあるのかということと、今回の繰上償還につきましては特別交付税を使わせていただいていますので、これについては安定財源で継続的にいただけるのかどうかということ。

それから、負債が増えていくと県の負担も続くということで、最終的にはこの負債を返済する財源は木を売るしかないということで、最終的には契約期間が50年から80年になるということで、先送りという対策しかないのではないかとということで、今は責任を持てる人がいないというような厳しいご意見をいただきました。

それから、この検討委員会の中で、長期シミュレーションをされるのかどうかということをご報告いただきました。

それから、今回の検討委員会の最終報告については、いつ頃になるのだろうというようなご質問もございました。

それから、簿価の試算についてはどのような計上をしているのか。

それから、将来の材価、木材価格についてはどのような予測をしているのか。

それから、もし万が一木を売った場合に赤字になったら、土地所有者にかかる、要は土地所有者に負担を求めるのか、そういう契約になっているのかということでございます。

それから、今後のこの検討委員会の中で、公社の経費についての議論をちゃんとされているのかどうかということと、最終的には県の負担になるということで、この部分についてはしっかり議論をしていただきたいということ。

それから、公社の出発については国策で始められた事業である。高知県だけで考えても解決できないのでは、という問題であるのじゃないかと。

それから、この検討委員会の最終報告書には、「抜本的な改革は高知県だけでは難しい。やはり国の施策が必要だ」ということを明記していただくと。それもあるのじゃないかとということで、そういうようなご意見をいただきました。

県の方からはご説明をさせていただきましたように、今回の補正の繰上償還については、特別交付税を高知県の方は増額をさせていただきますので、この財源の範囲の中で繰上償還をしていきたいということでございます。

それから、分取割合につきましては当然、県民といえども契約をしていますので、当事者の両方の同意がなければ、こういう契約の見直しはできないということの規定になっています、ということでございます。

それから、280億円の負債を公社は今抱えておりますが、万が一公社がこの負債を返せなかった場合については誰が負担するかということで、県が負担をするのかということのご質問でしたので、当然県の方は損失補償という契約を結んでおりますので、金融機関が損害を被った場合については、県がその損害を被るという契約になっていますので、万一の場合はということで、県が補填をしなければならないというようなことでございます。

それから、会計基準の方ですが、後ほどご説明をさせていただきますけども、現在の会計基準につきましては借入金、いわゆる B/S、バランスシート上バランスが取れている、負債に合わせた資産計上をしているということで、時価でも何でも無い、いわゆる今まで使った経費について資産という形で計上していますので、これについては少し見直しをするということで、全体ではバランスシート上は崩れてないというような決算処理をしているということでございます。

それから、有利子負債につきましては、いろいろ高いものは6%超というのはございます。これは高度成長期に借入を行ってมาますので、固定金利でござい来ますので、これがずうっと永遠に続くという来な来こととてござい来ます。

ただ、国の方もいろいろ施策を打って来ただいて来ますので、今の平均に来しますと 2.4~2.5%ぐらいになって来るとて来ることとて、現状では高いものも来ございますが、平均すると 2.4~2.5%という来ふうな来こととて来ご説明して来おります。

それから、今回の繰上償還につきまして特別交付税を使っていますから、これは安定財源だという来ような判断とて来ござい来ますが、基本的には総務省の措置とて来ござい来ますので、今のところ総務省の方は新たに三セク債、そういう公社を整理したとか再生をした場合について、都道府県の出債を認めて、有利子負債を一括償還させるという来ような制度も来ござい来ます。この制度が 25 年度までとて来ござい来ます。

もう 5 年限りの制度とて来ござい来ますので、国の方はこういう制度を見ながら判断をしていくんじゃないかという来こととて、我々の方にはこの今の特別交付税については、当面続くという来ような口頭でのご説明を来ただいて来おりますが、25 年が一つの節目という来ような来ことを説明とて来させて来ただいて来ます。

それから、先送りという来こととて来ござい来ますが、高知県の場合につきましては 280 億円の負債を増やさないという来ような基本方針を来持ち来まして、公社の方で運営をして来ただいて来ますので、基本的には 280 億円以上の負債は来増えないという来こととて来処理を来させて来ただいて来います。

それから、長期収支とて来ござい来ますが、これについては会計基準の仕様の問題も来ござい来ますが、最終的なシミュレーションを出して来ただくとて来いう、この委員会を出して来ただくんじゃないかという来ふうには来理解をして来いますが、そういう来ことを説明とて来させて来ただく来ました。

この委员会の報告書がいつになるかという来こととて来ござい来ますが、今のスケジュールで来いますと 2 月議会、本年度中に最終報告を来ただけるとて来いう来ことを来考えて来おりますので、2 月議会には報告とて来できる来だろうという来ような説明を来させて来ただいて来います。

それから、公社の経費というのを議論しているわけで、これについてはいろいろ経費、事業費の考え方等について、まだ十分とて来ござい来ませんが議論をして来ただいて来いるという来ような来こととて来ご説明を来して来ただいて来います。

それから、最終的にはこの検討委员会の中で、県の負担になる来だろうという来こととて来し

かり議論をしてほしいということでございます。この委員会におきましては、民間の再生に携わっている委員が入っておられますので、そういう観点からもご意見をいただけるんじゃないかというふうにご説明をしております。

それから、公社の問題については国策である、都道府県が勝手にやったものじゃないということのご意見がございました。これにつきましては、産業経済委員会の委員長報告の中でも、そういうご報告を本議会の方でご説明をされています。

基本的には、我々の方は国のビジネスモデル、国が施策を作っているいろいろな制度を作っているということでございます。ただ国の方へ、総務省・林野庁を中心に支援を求めています。十分なまだご支援策が出ていないということでございますので、引き続き今現在も協議をしているということのご説明をさせていただきます。

それから、国の施策が必要だと、国の責任を含めて明記するという方向であるということで、今のところそういう方向でこの委員会の方で議論をいただいているというようなことをご説明をしております。

以上、簡単でございますが17項目、これはちょっと集約をしていますが、こういうような報告、質疑がございましたので、県の方からこういう回答をさせていただきます。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい。県議会の産業経済委員会における審議、質疑の内容について説明をいただきましたが、今の報告について何かご質問等ございましたら。

特別交付税については、何か財務省はかなり厳しい姿勢になってるような感じがしますが、いかがですか。

(事務局)

委員長の方にご指摘をいただいたとおりです。

総務省も財務省もかなり厳しいということを、ご指摘をいただきました。

それはなぜかと申しますと、財務省の方が特におっしゃってるのは、今の林業公社につきましては、今の決算処理上均衡が取れてるだろうと。そういう、将来的にも均衡が取れてる所について特別交付税とか、地方に対して国の支援をする必要があるのかというようなご指摘の中で、「地方側が今のままでB/S上というか、決算上均衡が取れてる状態であるということであれば、特別交付税はいらないんじゃないかというような財務省の方のご指摘を受けたよ」、というようなことを総務省の方からお聞きをしております。

そこをはっきりしてくださいというようなご指導でいただいております。

(根小田委員長)

こういう、この森林整備の関係について具体的に、そういう財務省の方からの意見があ

るわけですか。特別交付税全体についての話じゃなくて。

(事務局)

前提の中で、先ほど言いましたが今回繰上償還をさせていただきました。基本的には、繰上償還をさせていただくというのは財政投融资資金を使っております。

基本的には、その分の将来利息が国の方が損をするというか、負担をせざるを得ないということをごさいます。そういうようなことをすると、すべて地方の負担が国の負担に変わるということを財務省はかなり気にしております。

そういう財務措置をする必要があるのかどうか。国の方は、公社の方が決算上十分やっといけるということであればいいんじゃないかという、そこまでちょっと飛んだ議論になっているわけです。

(根小田委員長)

はい、有利子負債の繰上償還の話はまた後の方で出てきますので。

その他、特にこの県議会でのやり取りについて、ございませんか。

ないようでしたら、引き続きまして報告事項の2番目の方ですね。「中間報告の速やかに対応すべき公社の経営改善策」について、その後の経過について報告をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(事務局)

続きまして、A4のペーパーを2枚付けているのがあると思いますけども、「中間報告を速やかに対応すべき公社経営改善策にかかる経過報告について」ということで、前回中間報告の中で存続をということで基本的な報告をいただきました。

その中でも「速やかに報告をする」ということで、3点のご指摘、ご提言をいただいたということで、表を見ていただきますと上の左の方から、一つは「不採算林にかかる有利子負債の繰上償還」、それと2番としては「運営体制の見直し」、それから3番目としましては「事業執行方法の見直し」、という3点をいただきました。

前回の中間報告をいただいてからの経過を、簡単に時系列で記載をさせていただいております。

下の左の方の1番の、この有利子負債の繰上償還につきましては、時系列のように基本的には議会に中間報告をいただきまして、議会の方でその予算措置をさせていただきました。

それで、22年11月30日に公庫との協議が整いまして、最終的には47団地の約400弱の契約面積につきましては、不採算林について契約を解除とするという前提で、繰上償還をさせていただきました。金額につきましては2億3,806万2,000円でございます。

この繰上償還をした効果としましては、将来の利息については約1億3,400万円の軽減

効果が出てくるということでございます。これにつきましてはすでにもう実行をしました。

2番目の方の、運営体制の見直しにつきましては、理事会等々の問題がございましたので、「幹事会の設置を」というようなご提言でございました。

それにつきまして、理事の下部組織として、各理事から指名された者で幹事を構成をしたということで、12名で構成をしております。これにつきましては次のページにメンバーを入れてございます。基本的には各市町村の長が理事をされてますので、ここの担当課長クラスを幹事にさせていただいたということでございます。

こういうメンバーで前回、第1回目の会議を去る10月29日に開催をさせていただきました。その中で12名ございましたが、11名が出席をしていただきまして、うちは一人代理出席でございました。

その中で議論、決定したというのは、この会議については定期的開催をするということと、不採算林にかかる有利子負債の繰上償還に関する補正予算の処理と、公社の方は今9期計画で進んでおりますが、10期計画についても検討したいというように申しておられましたので、そういうのも議論をしております。

それから、その下の幹事会での議論・意見につきましては、各理事に報告するという。この委員会でご指摘をいただいたように、理事の方がなかなか参加できないということでございますので、幹事を通じて理事に公社の運営体制、意思疎通を図るというような形で確認をしました。

これについては、公社の方では12月はちょっとバタバタしますので、来年の1月、次回を開催するという事で予定をされておられます。

それから、事業執行の見直しにつきましては、これも同じく10月25日と27日の二日間かけまして、公社の方が森林組合さん等々で意見交換会を設置しております。

公社の方が提案型事業、今までは全部公社の方が発注してるんですけども、森林組合の方からそういう事業の提案型の事業をした場合に、どういうことになるかというようなことを助言、意見交換をしたというようなことでございます。これについては、今後も議論をしていくというようなことで終わってるようでございます。

それで、幹事会においては保育事業の前倒し、基本的には県と同じような形で4月予算、まあ単年度予算でございますので、そういうのを毎年できないかというようなことも検討して、事業の平準化を図るということで検討をしております。これについては理事会の方でも、そういう議論の中で考えていると。

ただ予算、国の補助金等が絡んでいますので、そこもちょっと簡単にはいかないところございますが、公社としてはそういう今回の運営体制を含めて、事業執行方法については鋭意努力をしていただいて、見直しに向けた取り組みを進めているというようなことでございます。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい。当面速やかに対応すべき経営改善策について、前回の委員会以降の経過報告をいただきましたが、この点について何かご質問等ございましたら。

この有利子負債の予算ですよ、貸付金額2億3,806万円ですか。この金額というのは、出てきた根拠って、先に金額が入るわけですか、それどうなんでしょうね。

(事務局)

すみません、先ほどちょっと説明が不足してましたが、今回の繰上償還についての財源につきましては、今回部長の方が委員になりまして国の方と協議をしました。

高知県の方は特別交付税が増額される、それが本年度につきましては約2億4,000万円で計算上出てきますということですので、これを上限にということで考えておりました。

それで団地数を定めましたのは、公社の方がA・B・C・D・Eというランクを付けて、基本的にはなかなか採算が合わない、いわゆる最下位・Eランクを中心に繰上償還をずっとしていく。

それと一番効果があるということで、金利は高いんだけどもう少ししか償還期間が残ってないとか、金利は安いんだけど償還期間が長いとかそういうことで、償還財源をもって一番効果があるというような計算の方法でずうっと上の方、反対に言えば逆の方から、一番悪い所からずうっと羅列、順番付けをしまして、47団地までいきますと先ほども言いましたように2億3,800万円と。

予算上、特別交付税が約2億4,000万円前後です。ここまで、ぎりぎりまで返すという、そういう財源がまず決まっていたので、反対にいうたら効果がどこまであるのかというようなことで、反対に2億4,000万円ありきの中で、47団地約2億3,800万というような金額の繰上償還をさせていただいたということでございます。

(根小田委員長)

はい。要するに最下位のランクを中心にしながら、最も効果が上がるような方向で団地を選択をしたということですか。

(事務局)

そうです、そういうことです。

(根小田委員長)

それでもう1点。契約解除を前提とするというように公庫の方は言ってるわけですよ。具体的に言うとそれはどういうふうになるんでしょう、今後。

(事務局)

今後、それについてはいろいろ金融機関、日本政策金融公庫と林野庁、総務省を交えてまして、実はこういう問題については結構デリケートな問題でございまして、全国的な対応はしていただいているんですけども、今回こういう形の契約解除をしない、契約解除を後ですというやり方を採用してるのは、今のところ高知県だけでございます。

というのは、先ほど委員長がおっしゃいましたように契約解除がありきということでいってますので、我々高知県の方はこういう委員会の中で一定、基本的な存続という形をやられてます。

当然採算が合わないということで、18年に資産査定をした時についても、特にEについては今後の投資額も賄えぬような収入しか、今の現在の木材価格ではあり得ないということですので、基本的にはそういう形で契約解除をお願いをします。

公社の方も、従前までそういう交渉をした経緯はございましたので、一定の中で主はクヌギというか、スギ・ヒノキではなくってクヌギということで、Eランクに多いです。そういうところを中心にお返しをしていくというようなことで、算定というか査定の設定をしております。

(根小田委員長)

はい、その他何か。報告事項の2番目に関連してご質問等ございませんでしょうか。

(高村委員)

ちょっと確認なのですが。

この繰上償還した所、47カ所っていうのはもう何も、じゃあ施業もせずにその現状のままでお返しするということになるのでしょうか。

(事務局)

ここの所につきましてはこれから施業というか、当然契約解除を前提にさせていただきますので、基本的には土地をお返しをして、公社じゃなくて土地所有者に施業をしていただくというような形になろうかと。

(高村委員)

それは法的に原状で回復する、返すわけじゃないですね、お借りした時の状態で返すわけじゃないんですけど、それは問題ないのですか。

(事務局)

今のところ木が伐れない状態の所もございまして、クヌギでございましてなかなか売れないということなので。今のところ考えているのは、基本的にはそのまま木が生えている状態に山がありますので、そのままお返しをするという形で交渉をしたいという。

(高村委員)

交渉次第ということですか。

(事務局)

はい、そういう形で償還、契約解除の方向でいきたいというふうに考えております。

(高村委員)

はい、分かりました。

(根小田委員長)

その他、よろしいでしょうか。かまいませんか。

それでは報告事項の3番目。その他のところで、前回の委員会から、ちょっと忘れましたが、公社の人件費の問題でいろいろ議論がありまして、他のこういう森林関係の団体との比較といたしますか、そういうところについてデータがありませんでしたので、ちょっとその点を調べていただいたものがありますので、参考のために事務局の方で説明をお願いいたします。

(事務局)

すみません、この委員会の中で森永先生と橋本先生の方で、人件費が高いというようなご指摘がございました。

それについては民間と比較をされたというところだと思うんですけど、我々の方としましてはちょっと調べました中で、ペーパーの右の上の方に「取扱注意」という形で、「平成20年度版森林組合一斉調査のとりまとめ」という形で、21年3月31日現在の資料でございます。

これについては1枚めくっていただきますと、「森林組合調査票記入マニュアル」ということで、林野庁の経営課がトータルで調査をさせていただいてるということでございます。

これの一番最後のページを見ていただきますと、中ほどに少しアンダーラインを引いてございますが、専従職員、いわゆるデスクワークをされてるかたを中心に今回は出させていただいています。

アンダーラインに書いているのが、「給与総額」ということで、平成21年3月に支払った各職員の給与月額合計額を記入してくださいということでございますので、21年の3月に支払った職員の給与ということで、この年にボーナスがあればボーナス分も加算されますし、ボーナスがないところについてはボーナスは加算されていないということで、少し森林組合さんによっては事情が違うというような前提で調査をされております。

それでまた元の1枚目をめくっていただきまして、「専従職員の内訳」ということで資料

がございます。これにつきましては左の方に、森林組合の名前が書いてございます。

その事務所ごと、県の事務所ごとに、平均ということで小計をしております。というのは各組合さんに人数をこれ割り当てますと、個人のプライバシーの問題がございますので、そういう形でこういう集計のやり方をしています。

ということで、例えば一番上の方で安芸の方では、平均3人男子職員がおられますということですが。この内訳については、この五つの組合さんにどこがあるかというようなことも確定しない、明確にしないという形で評価をしております。

それですと下の、一番下を見ていただくと、男子の職員の中で県平均としては6人ぐらいおられまして、平均年齢としては40歳ぐらいということで。そうすると男子だけでもこの3月にお支払いをされた給与については25万5,000円ぐらい。

女子もおられますが、全給与平均をさせていただくと、右の方で合計額ということでやりますと、平均的に8人のかたが雇用されておるとということで、平均年齢としては41歳ぐらい、勤続年数が17年ということで、平均の給与の支給額が24万7,000円というようなことでございます。

公社の方につきましては、当然県の外郭団体でございますので、県の給与法に準じた支払いをしておりますので、総額的には若干高いということになるかと思えますけれども、少し同じような業務をしているという、同じような業務というか森林組合さんと同じような森林に係わる事業員の専従というか、デスクワークをされてるかたの給料の平均に、少し参考としてお出しをさせていただいたということで、これが高いか低いということですが、こういうことの統計資料というようなことでご覧をいただければなというように思っております。

以上です。

(根小田委員長)

参考資料として紹介していただきましたが、何かご質問等ございますか。

ちょっと立ち入った話ですけど、この森林組合の場合に専従のデスクワークをやられているかたの場合は、大体ボーナスというか、賞与みたいなものはあるのでしょうか。

(事務局)

まあ民間でございますので、収益があれば貰ってます。基本的には「ある」というように聞いております。時期が3月というのは、普通年に2回とか、その時に決算期とかいうような感じで、そこは組合によってバラバラだというように理解をしています。

(根小田委員長)

はい、何か。

森林組合と公社と、それも森林関係の仕事の同じデスクワークだと言っても、やっぱり

仕事の違いはあるとは思いますが。

仕事の中身としてはどうなのですか。やっぱり全然違うものだというように考えていいのでしょうか。

(事務局)

全然違うものではないと。

公社の方も経理もやっています、当然この専従とかそういう事務職員もおられますし、例えばそういう設計というか、そういうこともやっておる。基本的にはそんなに変わらないだろうなという。作業をされているという職員を除けておりますので、基本的には公社の方も作業班を持っておりませんので。

(根小田委員長)

現業部門ではないということですね。

(事務局)

そうそう、そういうことではまあ。

(根小田委員長)

そうすると企画・管理部門ですかね、言ってみたら。そういう仕事であることは間違いないと。

何か。よろしいですか、この議論の参考にしていただければと思います。

それでは報告事項につきましては以上で終わりました、議事の方に入りたいと思います。

今後の改革プランの、基本的な方向性についての議論に入りたいのですが、中間報告でも問題になっておりました、基本的な方向性の中の資産の厳格な査定ですね、「採算林と不採算林の定義をどうするのか」ということについてと、それから「事業手法の見直しについて」ですが、この二つの問題を今日議論させていただきたいです。

最初に、採算林と不採算林の定義について、橋本委員の方から少し資料を基に説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(橋本委員)

はい。ペーパーで1枚書いてあります、「1. 採算林と不採算林の定義について」というペーパーについて説明をさせていただきます。

読ませていただきます。

採算林と不採算林に対する経営方針の明確化をするにあたって、森林資産について団地ごとの投資額の回収の可能性を判定し、下表のとおり区分を行うと。

で、AからEに区分をしております、以前県が区分していた内容と少し違ってきてお

ります。

Aは既往の投資額、及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地としております。

Bは既往の投資額の50%以上の額、及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、A以外の団地です。

Cが既往の投資額の25%以上の額、及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、AからB以外の団地です。

Dが将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、AからC以外の団地です。

EがAからD以外の団地ということで、要するにEは、将来の投資額を支出したとしても回収できないというのがEになっています。

またDは、将来の投資額は最低でも全額回収はできるということで、D以上が将来の投資額はすべて回収できますよという団地となっております。

それでこういうふうに区分させていただきまして、表の下になります。上表の区分について、Aに該当する団地を採算林とし、BからEに該当する団地を不採算林ということにしております。

採算林につきましては、森林事業を継続すると。ですが、県は公社存続の最低限の基本方針として、「今後の県民負担を発生させない」としていることから、単年度収支が黒字となることが前提であります。単年度収支が黒字の範囲内で事業を実施すると。

BからDにつきましては、不採算林ではありますが将来の投資額の回収は見込まれますので、単年度収支の黒字額の範囲内で事業を行うと。

まずAについて事業を継続してやって、尚、黒字額があるのであればその範囲でBからDについて事業を行うと。その場合に優先順位はBからDの順ということで、回収額の多いものから優先して事業を実施するとしております。

最後になお書きになります。なお、森林には公益的機能があり、不採算林は公益性を重視する森林と位置付けます。不採算林については分収割合の変更や、一定の管理費の負担を土地所有者に求めるとともに、採算性を重視する経営から、公益性を重視する経営に方針転換することについて県民の理解を得て、県からの一定の資金を投入し森林整備を行っていきます」、ということで。

不採算林については、事業を継続しないということになるわけですが、森林資産の持つ公益的機能に着目して、最低の投資額でもって一定の整備を行っていくということを書いております。

それで前回まで、県の方でランク分けをしておいて、今回このランク分けにした場合の内容を、1枚めくっていただいたところに作っていただきました。

前回の表がこちらにはないので、ちょっと比較ということではないんですけど、今回の区分で前回から大幅に変わったということもなく、大体同じようなAからEの割合になっているのかなと思っております。

こちらの、試算する時の木材の価格なんですけど、前回の県の試算と同じ、平成18年の材

積を基に計算しておりますので、直近のデータではございません。

見ていただくと、Aに区分される団地が400件あって、割合でいうと43.7%ということになってます。

最後の⑫のところでは収支というのが出てまして、これが将来の収入額から、既往の投資額と将来の投資額を差し引いて算出されている、要するに利益の金額が⑫に出ております。

計算式も出ておりまして、⑪から②と⑩を引いたものになっておるといことですね。

⑪というのは将来の収入である分収推計金額でありまして、②というのは借入金の合計額になっているんですが、これが既往の投資額とイコールになっておりますので、こちらが既往の投資額であると。⑩が将来の利息と将来の投資額ですので、将来投資額であるということしております。

Bになりますと、団地数の方で言うと244件の26.7%です。こちら最後の⑫、収支を見ていただくと、マイナス14億5,400万円になっておりまして、B以降は既往の投資額も一部回収できないということになってますので、ここの収支がマイナスになってくるということなんです。

Cは75件、8.2%ありますよと。Dだと84件の9.2%ですと。Eは112件、12.2%ということになっております。

一覧表になっておりますので、個別の団地ごとには見られませんが、集約するとこういうことになってますということなんです。

以上です。

(根小田委員長)

はい。採算林と不採算林のランク付け定義について、それを基に18年度の材積表に基づいて計算すると、表のような結果になるという報告をいただいたんですけども。

ご質問、ご意見等いかがでしょう。

以前の評価で、ランク付けA・B・C・D・E。それと今回のランク付けのやり方の違い。今回の方法でやった方がいいんだという、その理由というか、前回ではここがまずいんだという、ちょっとその辺ありましたらご説明願います。

(事務局)

前回、公社の方で資産査定をA・B・C・D・Eの5段階に分けてたんですが、基本的には先ほど申しましたように、前回については有利子負債と県の無利子貸付ということで、有利子負債をどれだけ返せるのかという観点で動いてる。

委員会の中で、割合のところは動くんで、当然毎年約定が数億円出ますので、280億円の負債は変わらないんですけども、有利子負債と県の無利子貸付の割合が変わってくるといこと、流動的であるということ、少し分かりにくいなというようにご指摘をいただいたと。

それを今回橋本先生の方でそこをロックをしていただきまして、基本的には既往債務、すべての債務で返せるかどうか。有利子負債は関係なしにというような理解をいただきました。

そうすると、年度が若干替わったとしても有利子負債に拘束されないということでございますので、こういうやり方ということも一つあるのかなと。

前回の18年をやったときについては、どれだけ有利子負債が返せるのかということと、県の負債がどれだけ返ってくるか、その時点でポイントで見えていましたので、線で見ているとやっぱりこちらの方が、そういう見方もあるのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど橋本先生からご説明していただいたように、これは県の方で十分新しい資料を出していないことは申しわけないんですけども、18年でございますので、木材価格については19年の1月から3月の価格を使っていますので、それから価格的につきましては、やっぱり木材価格については厳しい状態でございます。少しこれよりも厳しい状態の数字になるということになるのかなと思います。

これを数字を出してないというのは、我々申しわけないですけども、段々A・B・C・Dということで、左の方に行くのじゃなくて、右の方にずれてしまうという可能性があるんだろうなというふうに理解をしております。

(根小田委員長)

いかがでしょう。ほかに、ご質問ございませんですか。

説明、このペーパーの中で単年度収支の黒字額の範囲内で、BからDについては事業を行うというふうになってますね。つまり、Aのところでは事業をやったなおかつ余剰があれば、その部分でB・C・Dの事業を行うと。こういう意味ですか。

そういう説明であるというふうに聞いたんですけど、それでよろしいですか。

(事務局)

橋本先生ともご相談をさせていただいた中では、基本的には県の方はもうこれ以上利子というか、県からのお金は出せないということでございますので、基本的にはいわゆる収入間伐というのをこれからやられますので、そういう収入の中で事業費を使っていこうという形。

本来ならば県の貸付金に償還をするという、充てるべきなんだろうけど、それについては事業費に充当するというようなことで、対象としてはB・C・Dまで行うと。

前回の県の方の考え方としては、Aの収入の中でBしか認めてきませんでしたので、C・Dが追加事業、対象としては追加をされるというふうなことで理解をしております。

(根小田委員長)

そうすると、B・C・Dのところの将来の投資額といわれている部分が不足することで

すかね。黒字の範囲内で将来の投資をやるということなんですかね。

(事務局)

基本的には年度ごとに収入、単年度の黒字がどれだけになるのか。例えば1億円の収入、いわゆる収益が上がっておる中で、1億円の中で事業をB・C・Dの中で公社の方が選択をして事業展開をしていくというようなことになる。

要は収入の中でB・C・Dの事業を展開するということと理解しております。

(根小田委員長)

はい。それで今のペーパーの、採算林・不採算林の定義についてのペーパーの一番最後の段落のところなんですけど、「公益的機能があり、不採算林は公益性を重視する森林と位置付ける。不採算林については分収割合の変更や、一定の管理費の負担を土地所有者に求めるとともに、採算性を重視する経営から、公益性を重視する経営に方針転換することについて県民の理解を得て、県から一定の資金を投入し森林整備を行う」と。

そうすると前段の部分との関係というのか、つまり単年度収支の黒字が前提と。その範囲内で森林事業を行うと。不採算林といっている分はB・C・Dですけど、そこのところと後段の段落のところとの関係、関連、いまいち私は正確に理解できません。

どういう理解をしたら。いかがですか、橋本委員の方で分かりませんか。

(橋本委員)

はい。確かに委員長がおっしゃったように、どちらも森林事業を行うという結論にはなっております。

まず採算林について事業を継続するといっているのは、採算性の観点から従来の事業を継続して、将来の分収の収益を上げるということを目的に事業を継続しているのが、採算林です。

そしたら、それ以外不採算林をすべて切り捨てるかということになったときに、従来から言われてありますように、森林には公益的な機能がありますので、こちらは公益性の観点から事業を継続する山と位置付けるわけです。

ですけれども、こちらというのは将来の採算性ということに関しては、ない森林になっておりますので、お金でいうと公益性があるからということで、支出が多い投資をしていくこととなりますので、今後こちらを継続するのであれば、県民からの理解が必要ですし、県からの一定の資金、税金が投入されていくことになるということになりますので、公益性を重視するということで、県民の理解が得られる範囲で事業を継続していくことになるのが、この公益性を重視する森林であるということで書かせていただきました。

(根小田委員長)

こういう理解でいいのでしょうか。

そうすると「県からの一定の資金を投入し」という、こここのところの理解は、要するに既往の投資額の50%はもう返ってきませんよ、既往の投資額の75%は返ってきませんよ、あるいは既往の投資額はもう返ってきませんよと。そういうことを前提にして事業をやりますと、そういう理解でいいですか。

(事務局)

私の方は、県の方が説明するのはいかなものかと思うんですが、基本的にはB・C・Dにつきましては、一応橋本先生の案では、事業対象にはなり得るということでございます。特にもうEについては、全然事業をできないということでございますので。

森林整備公社という公的な団体が、基本的には契約を結んで、森林整備をしますというような契約を結んでいる中で、不採算林、経済林だけで、経済性だけでE、特にEにつきましては112件ございます。これにつきましては、19年度ですので、今の価格にするともう少し増えると思うんですけど。

そういう団地を、森林整備を放棄をするということはいかなものかなということで、こういう書き方をさせていただいてるんだろうと思います。

基本的には山の方にも経済性だけでなく、公益性というか、いろいろな整備というか、そういう環境の問題、木があることによってそういう環境に貢献をしている公益的な機能を有しているわけですから、そういうことについては行政なり、行政に近い団体で事業展開をしていってもいいんじゃないかなと。

それはただ、今は収益性もございますので、公社については収支相償ということでございますんで、ただこういう方法でやりますと、今度の新公益法人への移行期限が25年でございますんで、基本的には我々の方がご指導いただいているのは、債務超過でも駄目だし、収支が相償でないと駄目だということの、2点を厳しく指摘されてるわけです。

そういう意味では、ある意味では公的な管理ができるということであれば公益事業としてみていくと、県の方からお金を出せるということで整理をされております。

基本的には、公社から切り離すことができないということが前提で作っていただいているんじゃないかなと思っております。

(根小田委員長)

後の方の事業手法の見直しのところと関連してくるのかもしれませんが、「県からの一定の資金を投入していく」というのは、新たに何か別の資金という意味なんですか。

(事務局)

多分、今ご説明いただいているのは、前提として県としては真水を出さない、280億円から借金を増やさないという前提で、公社を経営したいということです。

ただ今のままでいくと全部、先ほど言いました表に書いてあるのは915と言いました、教育委員会が所管している「教育の森」というのは、趣旨が違いますので除けておりますが、そのところについては一応採算が合うというところでございますので。

ただ、Eについては先ほども言いましたように、採算が全く合わない、既往の投資も回収できない、今回新たに投資する額も回収できないということなんで。

民間でいうと、普通でいうと切り捨てという、リストラをして、切り離して簿外という形で離すんでしょうけども、公社の場合は公益的な機能を持ってますんで、一方的にそういう形で切って、「はい、公社が経営が悪いんでもう事業をしません」ということが実際できるのかどうか。

ただ、今まで育ててきた山ですので、これを伐ってしまうと環境上、また植えないといけないとかいうところがございますので、木があることに対して公益性があるんだろうというようなお理解をいただいて、ご理解のもとに記載をしていただいているのではないかな。そういうところについては、「税金を投入することもやむなし」というようなことで、こういう記載をしていただいているのかなということで、県の方は考えてます。

(根小田委員長)

Eの部分ですか。

(事務局)

なお書きのことについては、そういうご理解で書いていただいているのかなと。

(根小田委員長)

そういう理解で。僕は、県民の理解というのが県民に何を理解してもらうのか、いうところで。

そうすると、Eの部分でも事業を継続せざるを得ない場合もあると。その場合には新たな何か県の方から資金を投入してやるんだという、そういう趣旨ですか。

(事務局)

私どもは、ここに書いているのはそういうような理解で、税金を投入してもかまわない。採算性ではない、経営林森林整備をするということで、位置付けさえしていただくということなら、県民の理解がそういうことでもかまわないということであれば、公社の方に要望して、少し事業展開をしていくということ。

土地所有者にもその辺は負担というか、一定の条件があるかと思えますけども、無条件ではないと思います。

そういうことで整備をしたいということで、位置付けていただいているのではないかなというふうに理解しております。

(根小田委員長)

はい。ちょっと私の方がいろいろ質問をしましたがけれど、ここの部分の採算林・不採算林の位置付け、それに対する対応の仕方等について、何かご質問等ございませんですか。

(高村委員)

基本的なところで申し訳ないのですが、B・C・Dで「将来の投資額の回収が一部は見込まれる」ということが書かれてる所で、この将来の投資額というのは金利というふうに思っているのか、それ以外のものもいろいろあるということでしょうか。

(事務局)

これは次の表を見ていただいたらいいんですけども、基本的には既往債務の将来利息と、当然山を整備をしますので、そのための補助金はいただけるんですけども、それ以外のは補助裏というか、自己負担すべきものを将来投資。

それと当然公社に職員がおりますし、管理費もかかりますので、そういうところを案分をした、そこを将来投資額というような位置付けをして表にしております。

(高村委員)

はい。それではこの、一つ前に議論をしていた繰上償還リストで、E以外のC・Dもこの中に含まれているのですが、この繰上償還リストのA・B・C・D・Eのランク付けというのは、今までのランク付けでしたものなんですか。

(事務局)

我々の方でできた案ですけども、今のところ新しい価格で評価をしてませんので、19年の1月から3月の木材価格に基づいた区分分けでございます。

(高村委員)

で、今までの、従来のランク付けでしてるということですよ。

(事務局)

そう、そういうことです。

(高村委員)

そうなると、このC・Dが含まれているというのは、このC・Dというのは、金利負担等の将来の負担がないのに繰上償還したということなんですか。

それとも新しいランク付けにすると、金利負担が発生、将来回収が見込まれない負担が

発生するんで、つまりEにランク付けされるんで、もう償還したということなんですか。

(事務局)

実はそこまでというか、今回定義付けを県と公社の方でやってたんです。

基本的には繰上償還につきましては、林業公社に一番効率的にいいところをやってまして、たまたまDとか、そういうランク付けも入ってはいるんですけども、そのところはランク的には低い、将来金利が高いというところがございますんで。

ご指摘のように、一つは定義をすると事業展開ができる可能性のある所も残っていると、ということもあろうかと思えますけれども、少しそういうことの事項が時系列で違うので、そのところについては、公社としては今回の予定では、繰上償還の効果がある所をずっと選んだということをご理解をいただきたい。

(高村委員)

つまり、事業の期間はまだ新しい団地も含まれていて、そういう所に関してはこれから長い期間返さなきゃいけないような所もあるんで、そうなると今木はそんなに育ってないので、これから育っていけば事業としては、新しい投資分ぐらいは回収できる可能性はあるんだけど、今回は返しちゃうという、そういうふうなものも含まれている可能性があるということですね。

(事務局)

先ほども申し上げた、繰上償還については金利のところを中心にみてまして、高村委員が言われるように、そういうことも含まれるかも分からない。ちょっとまだそこまで十分に分析をしてないところがございますので、金利の面だけで繰上償還については区分けをしているということです。

(高村委員)

今回は分かる、もうしちゃうから仕方がないんですけども。

今後どうするんですか。このA・B・C・D・E、新しいランク付けに応じてするのか、それとも今までのやっぱり金利負担の高でやるのか、どうされるのでしょうか。

(事務局)

繰上償還につきましては、今回もしこういう委員会の中で、こういう定義付けをしていただきますと、新しい定義付けに基づいた査定をしていくということでもありますので、従前とは違うだろうなというふうに思っております。

今回から決まっておれば、委員会の方からご定義いただいてませんので、今後そういう委員会の中でご定義をいただいて、ご結論をいただいた方法で査定をしていくということ

で、万が一繰上償還する場合についても、そういうことで考えていけたらというふうに思っております。

(高村委員)

分かりました。

(根小田委員長)

はい、ほかは何か。

(戸田委員)

不採算林のこのなお書きの部分で、一つは分収割合の変更というのが一つあると思います。それからもう一つはこれからの管理費の負担という。

それともう一つは、やっぱり選択肢の中で単純に契約の解除ということを積極的に進めていくことも、私は現実的な方法じゃないかと思うんですが、この部分についてのご理解はどうなんですか。

(事務局)

基本的にはおっしゃられたとおり、契約解除を含めて考えていかないと。そこは当然契約行為ですので、相手のご理解をいただかなければならないということでございます。

ただ前々回ですが、金子先生の方から少しそういう、民法上強制的にできないこともないんでしょうけど、そこも考えていかないと。

行政に近い公益団体が、努力はさせていただくんですけども、一方的にできるかどうかというのは、法的な問題もございまして、そこもクリアをしていかないといけない。

それと、分収割合とか寄付負担を求めていったときに、ランク付けが上がった場合については、特に解除する必要はない。

また後でご説明いただくと思うんですけども、基本的には原契約については、なかなかこれから変えるというのは難しいところもありますし、土地所有者がご理解いただけるのであれば、もう自分で整備をするということであれば、そういう解除も考えていかないといけないのかなというふうに思っております。

(戸田委員)

現実的には、いわゆる分収林の契約の変更であっても、将来の負担であっても、やっぱり所有者のリスクというのは同じなんですから。

むしろ将来的に拘束をしないという前提に立てば、交渉というのは契約の解除の方が、私はむしろ所有者というのは理解をしてもらいやすいんじゃないかと思うんですが、その辺のご判断はどうなんでしょうね。

(事務局)

公社の契約については、ちょっとそこまで詳細について承知をしてございません。ただ、県の方も同じように分収林事業をしてまして、そのことについては、一定契約を解除というふうな形もお話をしている部分もございます。

先ほど言いました、戸田委員のおっしゃるように、自分でやりますというところもございますので、そういうところについては、自分でしていただくのであれば、そういう解除をして、公社の方も県の方も負担がありませんので、そういうやり方があるかと思えます。

ただ、一方的にやるというのはどうかな。そこは、ご了解をいただきながら汗をかかなければいけないとかな、というふうには理解をしております。

そういう方向のご意見をいただけたら、そういう形で対応していきたいというふうに思っております。

(根小田委員長)

その他、いかがですか。

この改革プランの問題については、橋本委員、森永委員を中心に考えていただいておりますんですが、今後の公社の役割だとか、あり方について森永委員の方、何かもしご意見、お考えがございましたら。

(森永委員)

はい。民間からの立場で申しますと、投資とリターンとを考えていかないかんとということが常識的にはあるんです。

先ほどの採算林と不採算林という、明確にさせていただきましたんですけども、民間からの常識で考えますと、今後リターンが期待できる物に重点的に資源を投下していくと。

これは限度がある中でやっていくことでございますので、今までの押し並べて公平に資源を投下していくということは、今後民間の目からすると許されないことだと思います。

従いまして、リターンが期待できる採算林につきましては、以後重点的に投下していくと。

それから不採算林につきましては、それに対する資金配分は、メリハリを付けまして少なくするといったことがこれから必要ではないかと思えます。

また、今後出てくるんですけども、不採算林につきましては分収割合の変更だとか、先ほど戸田委員さんからお話がありました、契約解除ということも見据えて取り組む必要があると思えます。

また、全部が公社さまがやるということじゃなくて、あるところでは業務委託だとか、あるいは民間に契約を委ねるということも必要かと思っております。

この区分A・B・C・D・Eを見ますと、民間の経営を考える場合はプロダクト・ポー

トフォリオ・マネジメントということをやるとは、どういう事かと言いますと、花形商品につきましては重点的に資源を投下していくということです。

花形というのはスター商品なんですけど、これはリターンがあるところになります。そういったところでみますと、Aだけが花形になっておりまして、B以下はこれをどうするかという、民間では検討するエリアに入ってくると思います。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい。採算林・不採算林の問題について何かほかにございませんですか。

いずれ一番直近の木材価格をベースにした、長期見通しをやらないかんですよ。その上でAランクはどれぐらいになるか、B以下がどれぐらいかということ、具体的には引き出してやっていかないかんがですね。そういうことになりますね、いずれは。

(事務局)

そう。申しわけございませぬ。これは私どものミスというか、怠慢でございます。新しい価格の中で査定をしないと、少し木材価格が違ってますんで、現状とは遠い会計をしているなと思います。

一応ご説明をさせていただきますのは、この中でまた固定的じゃなくて、例えば木材価格の情勢が動いておりますので、その時々々の価格を通じて、資産査定の見直しということをやっていくという方向もありはしないかなということがございます。

少しお時間をいただいて、現在の価格の中で査定をして数字を出させていただきます。

(根小田委員長)

はい。ほかには採算林・不採算林の問題について、ご質問・ご意見等ございませぬようでしたら、議事の(1)のイですね。事業手法の見直し、分収割合の見直し等ですが、これにつきまして同じく森永委員、橋本委員に考えていただきました。

橋本委員の方からご説明をお願いいたします。よろしく。

(橋本委員)

はい。先ほどの、採算林と不採算林の定義についてのペーパーの下に書いてあります「2. 事業手法の見直しについて」ということ書いております。こちらでは分収契約の変更が必要であるということを書かせていただいております。

ただ、分収契約の変更のタイミングは、契約期間が現在60年となっておりますが、その契約期間の延長時に分収契約の変更を行うと。

公社の契約では、もう既に契約期間を延長しているということもたくさんあるということなので、既に契約期間を延長している場合の、分収契約の変更を交渉するようにすると。

今後の森林の管理主体を区分しまして、その区分したケースで今後の事業手法を検討していくということで、土地所有者が管理主体になる場合と、公社及び県が管理主体になる場合と、森林組合等第三者が管理主体になる場合ということで、ケースを分けております。

めくっていただきまして、横の紙になります。「分収林契約変更の考え方」というペーパーです。

まずは、「土地所有者が今後森林を管理していく」というのが案の1というところでして、大きく分けまして「原契約を履行していく」ということと、2番「延長期間の森林管理をしていく」ということに分けております。

(1)、原契約の履行のところでは、契約期間が到来した時に皆伐、土地を返還していくという、原契約通りの履行を実施するというものです。

(2)は地上権を買い取っていただくことで、土地所有者に今後の森林管理を委ねるということです。

2番は契約期間を80年に延長していくということです。今後の森林の管理を土地所有者にさせていただくということです。ただ、その場合の管理経費は公社も一部負担するということです。

案の2が、今後も公社が森林を管理していくものになっております。ただ、分収契約を変更するということが前提ですので、1番、所有者の経費負担ということで、(1)が分収割合の変更をするということになっております。分収割合を現在の6対4から8対2という変更をしていくということですね。

(2)は非皆伐施業ということで、契約期間を80年に延長し、択伐施業や間伐施業等を繰り返す非皆伐施業を導入し、将来にわたって森林状態が維持できるような管理を行うということですね。この場合は管理経費負担が増大をするということで、分収割合を9対1としています。

(3)は管理経費の負担ということで、こちらも契約期間を80年に延長した上で、延長期間に必要な森林の管理は公社が行いつつも、管理に必要な経費については、原契約の分収割合の比で双方が負担するということです。ただし、土地所有者が負担する延長期間の管理コストは、土地所有者の分収益を上限とするというものです。

公社が管理主体とする2番、公社等への寄付で、土地所有者の意思によって公社等へ土地を無償で寄付するという形で、今後公社が管理していくというものです。

案の3というのが、第三者が森林の管理の主体になるもので、その手法としては森林経営委託、森林経営信託、特定目的会社等により経営権を第三者に譲渡し、新たな森林管理手法により森林を管理すると。公社と所有者は、新しい契約書により分収益の権利を確保する。

第三者が管理をするので、土地を第三者に売却するというのが最後の方になってまして、土地を第三者に売却します。この場合は公社と所有者の同意を得て、売買主を第三者に伝えることがあっても、土地所有者と第三者との価格等の交渉には関与しないということで、

今後の事業手法を整理させていただきました。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

今後の事業手法の見直しについて、お考えを説明していただいたんですが、いかがでしょう。ご質問等ございましたら。

初歩的な質問で申し訳ないですけど、契約変更の考え方の案1の「土地所有者が森林管理をやっていくというケースの場合」の、原契約の履行の(2)番の「地上権の買い取り」というのは、公社の収益分を時価相当額で買い取るというのは、これは土地所有者がっていうことですか。

(橋本委員)

はい、そうです。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

何かご質問ございませんですか。

まだ、ちょっと結論的な方へ先にいって申しわけないですけども、見通しとしては、なかなかやってみないと分からないかもしれませんが、どういうケースが多くなりそううか、あるいは、どういうケースが多くなるのが望ましいというか、その辺は何かありますか。展望です。

やってみないと分からない。

(事務局)

こちら辺につきましては、当時林野庁がやっぱり林業公社について経営が悪いということで、我々に対して6対4をさらに、当時林野庁さんが文章で4割、6割ということのをされました。

その中で、林野庁の当時の指導する中では、分収割合を変えないとやっていけないだろうというようなご指導をいただきました。それで各県、公社とも、分収割合の方の変更で実は動いているところがございます。こういうことで改革をしようと、いうことでございます。

ただ、前回の委員会の中では、部長の方がちょっとご説明させていただきました。なかなか各県の公社が苦勞されてるということで、メニューが一つでございますので、分収割合を例えば6対4から8対2に変えるということで、例えばそれに応じていただける方と、応じていただけない方というのが多々出てくるということで、応じてくれる方についてはそれでやっていく。応じない方についてはそのまま4割分をみると。

それでは不公平が出てくる、というふうなことも公社としては危惧をしまして、少しメニューを出して、選択制にして、どれかを選んでいただくという形にすると不公平がないんであろうかということで、少し橋本先生とご相談をさせていただいたということなんで。

全国的には分収割合だけを変えて、材積分収というのもございますが、将来的に木を伐った中でその4割分の材積、木の大きさ・重さの中で返すということになる。

これについても少し問題があって、どこで判断をするかとか、いろいろ問題があるんで、なかなか現実的にほかの県さんでもうまいこといってない、すいすい順調に進んでないというのが現状だと思っております。

(根小田委員長)

分収割合の変更については、全国的にどこもうまくいってないのだと。政府の方のいろんな助言とかあったけれども、うまくいってないと。取り組んできたけれども、ということですか。

(事務局)

現実的には取り組んでおられますし、今後も公社改革については分収割合を変えろというふうな、こういう委員会の中でご指摘をいただいているようなんですが、なかなかさっきも言いましたように、全部がご理解いただく、どこで分けるのということもございまして、ただ、高知県はA・B・C・D・Eというように分けてますけども、全部回収できるAも全部やるのかとか、いろんな問題がございまして、なかなか一律的には難しいのかなと。

ほかの県さんは一律的にやってるということでございます。それで応じている所もございまして、応じない所も。結局は残っている所が多々あるように聞いてます。結局は全部が解決できてなくて、交渉の中で交渉が物別れというか、結局はそういうのが多々あるというふうな形で、その対応に困っているというのが現実ということで、情報はいただいていると。

(根小田委員長)

土地所有者が了承した場合には、それで実行していくわけですか。そうすると二本立てみたいになってしまうということですか。

いかがですか、ほかご質問。

(高村委員)

分収割合を比率で、分収割合としてやるというやり方以外に、例えば1ha当たりの施業コストがいくらかというふうにして、それでその施業コストを引いた、材を売った利益を

山主さんに返すようなやり方。

つまり1ha当たり、例えば50万円くらい施業コストがかかると、材を売って60万円で売れたら、10万円は山主さんに返す。ところが40万円でしか売れなかったら、その場合は1円も返さないというふうなことを団地ごとに決めていって、どれくらい施業コストがかかるか。

その施業コストの中には当然、公社の方の取り分というのは入っているというふうにした場合、大体、材が育ってよく売れる所というのは、施業コストが低いし、売った額も高いので現状を反映するし、材が育ってないような所とか、施業を出しにくい所というのはコストが高くなるので、あるいは材を売ってもあまり売れないので、あまり返せないというふうな、そういうやり方の方が割合でやるよりはいいような気もするんですけど、どうなんでしょうか。あまり現実的ではないでしょうか。

(事務局)

先ほど、高村委員さんをご指摘をされたのは、案の2の(3)、事業費がどれだけかかるかというところだと思うんですが、基本的には今の分取割合につきましては、既往の投資額については一切土地所有者に求めない、すべて公社が負担をする。木を伐る時の収益をもって分配をする。その時に初めて、伐った時に搬出とかいう経費は差し引くんですけども、それまでの施業、保育とか全部は公社が全額をみるというような契約になっているもので、そこをなかなか実は変えれないというところですよ。

だから、これについては案2の(3)について、公社の管理負担、管理負担だけですけども施業負担みたいなもの、こういうところを一部負担をいただくということが、この(3)ではないかなと理解しております。

(根小田委員長)

案の2の(3)ですか。

(事務局)

そうです。案の2の(3)は、そういう趣旨で作っていただいています。

(高村委員)

この管理に必要な経費というのは、今までの管理分もみてもらうということなんですか。これからの管理ですか。

(事務局)

基本的には、先ほど橋本先生がおっしゃったように、契約変更、長期にしているやつについてはもうすでに契約を結んでいますので、これをなかなか変えるのは難しいだろうな

と。延ばす時についての負担という形で、原則としては変えていただいていると理解しております。

(高村委員)

これは所有者にしてみたら、どれくらいお金が発生するか分からないので、非常にやりにくいですよね、というような気がするんですけど。

大体、よく分からないです。森林組合さんとかが提案型施業でやられているのは、山主さんが今まで持っていた山を収入間伐する際に、それにかかる経費等を全部差し引いて、売った分をどういう割合で森林組合さんと山主さんとで分けるかという提案をされている例が多いと思うので、今一般にされている提案型施業というのはどういうものか、説明していただいたら、それに基づくことができないかなとちょっと思ったんですけど。

提案型施業について。

(中越委員)

今、提案型施業のお話が出たんですけど、いわゆる収入間伐の場合、材の売り上げとそれにかかる事業の補助金がありますので、そういう収入と搬出経費、販売経費を差し引いた残りを森林所有者にお支払いをする。残りを森林組合と所有者と分収するという契約ではなくて、売り上げと補助金から必要経費を引いたものを所有者にお返しをするという契約です。

(高村委員)

その必要経費の中に当然森林組合さんの収益というか、人件費等が入っていますか。

(中越委員)

人件費、管理費等が入っています。

(高村委員)

そういう提案型施業形式に、分収林の契約を変えていけないかということなんです、私が言いたいのは、それはもう現状では、無理なんじゃないでしょうか。

(事務局)

基本的には、公社の場合は1,000を超える団地を持っていますので、そのごとにやるという契約を結ぶということであれば可能なんです。現実的に1,000の団地契約がございまずので、それを全部違うと事業費が違いますので、そういうことが現実的に可能かどうかということがあろうかと。

やるとすれば、先ほどおっしゃったように補助金というのは、事業費が大体決まってい

ますので、それに対する補助事業というのは決まっていますので、そういうやり方というのも、ないことはないのかなと思います。

ただ今のところは基本的にほとんど変わらない、要は最後の収益を分けましょうという、いわゆる地代という、たてりの契約をしていますので、個別で各々やれば可能だと思うんですけど、1,000 の団地ごとにそういう見積りというか、仕分けをしないと、いうことになるだろうなと思ってはいます。

(根小田委員長)

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょう。

ほか特にございませんですか。

採算林・不採算林の定義、それに基づく中・長期見通し、それから事業手法の見直し、もう少し詰めなければならない点もあるかと思いますが、最終報告に向けてもう一度くらい検討する時間が必要かと思いますが、より検討を少し事務局の方でも、今日出ましたようなご意見・ご質問等を考えていただいて、詰めていただきたいと思います。と思っています。

議事の(1)のアとイについては、それくらいでよろしいでしょうか。

あと、ウで「全国統一会計基準」について検討状況はどうなっているのかを説明するということでしたので、事務局の方、ご説明をお願いします。

(事務局)

会計基準の策定、全国的な会計基準でございますが、資料に付けてございますが「全国森林整備協会」というのが、公社の全国的な集まりでございます。

この下の「林業公社会計基準の策定委員会」というのは、公認会計士と後ろの方、資料の中で、26 ページを開けていただきたいのですが、「会計基準委員会」ということで、公認会計士のかたが二人入っていただいております。

特にこのページの一番上のかたの黒田先生というのは、日本公認会計士協会の副会長をされておるということで、国の方にもいろいろ提言をされておるということでございますので、ここの監査事務所の監事である公認会計士に二人入っていただいております。

委員としましては、委員長ということで岡さんという、昔の京都大の大学の教授でございまして、林業公社について今までの会計基準とかいうことにかかなり詳しく関わっておられましたので、この方を委員長。それから副委員長を石川県の担当課長。公社につきましては、専務理事長を、権限いわゆる決定権があるかたを選んでおります。

府県委員につきましては、各公社の担当をする担当課長等々をメンバーに選んでおります。

それから一番下の実務専門員というのがおられますが、これは実は林業公社よりも前に住宅供給公社の方がこの会計基準を作られて、このかたがかかなり精力的に動かされたということで、このかたについては東京都の当時担当職員でございました。このかたが実質的に

取り仕切られたということですので、このかたをいろいろ主導的な形で実務専門という形で委員でやっております。

実はこの委員会につきましては、もう 16 回、17 回、いろいろ委員会をやっておりまして、1 ページに戻っていただきまして、22 年の 7 月という形で中間報告が出されております。

前回、この委員会の中でも「会計基準はまだできていません」ということでご説明を差し上げて、ちょっと矛盾するところがございますが、実は中間報告として一定取りまとめはさせていただいたんですが、後の話で申しわけないですけど、今までの森林資産の計上につきましては、補助金いわゆる投資額をすべて資本勘定に入れていたということがございます。

それと、今回その中の補助金の圧縮という、専門家のかたがおられるので間違っているのですが、いわゆる事業費から補助金を引いた額、例えば事業費が 100 で補助金が 85 あれば、15 だけ資産計上していたということだったんですけど、実は会計士の公益法人の中でそういう補助金を圧縮することがよろしくないというような議論が、この 7 月以降に出てきまして、結局その補助金の扱いをどうするかという形で少しもめていまして、今月末にもう 1 回この委員会がございまして、基本的には補助金の問題も解決をしつつあるということで、今月末の委員会ではほぼそういう形で取りまとめられるということになりましたので、今回ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

それでは簡単にご説明をさせていただきます。

ページを 2 枚めくっていただきまして、1 ページで、この会計基準の委員会の策定の背景ということがございます。林業公社の経営につきましては、多額の借金、いわゆる借入金で事業を進めておるということで、3 行に渡って書いております。

全国で公社が 40 ほどございますが、全国の累計の債務額が約 1 兆 400 億円ということですので。これについてすべて純資産が少ない、いわゆる資本勘定がないということで、ほとんど借入金でこの事業を賄っているということです。全然手持ち資金が無く事業を始めているというようなことがございます。

それから 2 番の中で、「投資額の回収能力の低下」ということで、木材価格が、当時高知県の公社が 36 年に出来たので早い方なんですけど、高度成長期の時にかなり木材価格が右上がりということで事業展開してきたんですけど、昨今の木材価格の低迷及び材木の変況により、今まで投資した額についての回収がかなり厳しいというようなことがございます。

それで、いろいろ動いている中で財政健全化法の施行、これは地方公共団体の財政でございますが、三セク・公社を含めたいわゆる県の連結決算をしなさいということです。将来的にこういう公社なり三セク債、外郭の団体の負債が都道府県の財政にどう影響を及ぼすか、というような法律が 19 年に告示されて 21 年から完全施行されています。

その中で、公社についても適正な計上をしなさいということございまして、次の 2 ページの中に、健全化法の中で「修正財務諸表評価方式」というような方式を明記されてお

ります。

これにつきましては、真っ先に正味価格、俗に言う時価会計を導入しなさいということでございます。これでやりますと、まだ収入が何十年も先のところに今の会計基準、今の時価会計でやらないといけないということで、かなり現実とかい離しているということでございます。こういうような状況で、都道府県、地方サイドの方は国の方に現実に沿った会計基準を作っていただきたい、作るというようなことでこの委員会は出発をしております。

それと次の3ページの中で、「新公益法人会計基準」ということで、これにつきましては俗にいう減損会計、いわゆる時価会計をして大きく資産が劣化した場合については、B/S上、財務諸表から落とすしなさい、要は減額しなさいというようなことが制定されました。

この会計基準に沿った会計基準にならない限り、25年に始まる新公益法人への移行については難しいというようなことでございますので、今の会計基準であればなかなか新公益法人に移るのは難しいというような現状がございまして、そのために立てなければならないということと判定をしております。

次の5ページを見ていただいて、これから具体的な話になっていきますが、会計処理、特に困難なところについてはあれなんでしょうけど、森林資産の評価をどうするかというところが一番大きくなっています。今までは、先ほども言いましたように、投資額いわゆる借入額をすべて金利も含めて資産計上をしていましたので、こういう資産計上については全然、透明性がないということとございますので、そこは少し整理をしますということとございます。

ただ、林業公社につきましては、元々森林所有者が整備ができない地域にある山を公的に整備をするということとございますので、なかなか公社の役割としては、やはり採算性だけでなく、やはり環境的な公益性の機能を十分持っている、担っているということとを当時からあるということとです。そういうことも加味をしていくということも必要であるということとです。

これからこの委員会の中でも、公社の役割というのが出てくるでしょうから、そういう役割変換、役割についても社会状況の変遷によって変わってきているということだと思います。

7ページでございますが、ここから特に具体的に作られてますけど、森林資産については固定資産だというふうな定義をしております。ただ当然、流動資産、主伐、高知県の場合はそろそろ契約満了を含めまして木を伐る時期、契約満了に伴う皆伐をする、主伐をするという時期になっていきますので、当然伐れる状態になるといって、いわゆる棚卸資産になるだろう、商品になるだろうということで、主伐の決定を持った時点で固定資産から流動資産に振り替えるという形で、ここで時価会計を入れていこうという考え方をしております。

それから2番目の大きなところですが、森林資産については基本的には取得原価を採用

をします。これは従前と変わりございません。今まで事業費について、取得原価として積み上げていくと、俗にいう建設仮勘定という、昔あったんですけど道路なんかそうなんですけど、完成するまでは、商品ではないので投資額をすべて計上するやり方でございます、そういうやり方も踏襲をします。こういうことで考えております。

それから次の8ページを見ていただきたいですが、先ほど言いましたように、公社が管理をしている森林資産については、公益的機能を持っている社会的整備、社会的基盤資産であるということございまして、公益性の目的もあるし販売の流動資産、両方を持っているということを少し整理をしています。

基本的な考え方で、下の方で「したがって」ということで書いていますが、「森林資産の減損会計導入に当たっては、その森林資産が有する二つの側面を考慮し、次に掲げる(1)又は(2)により減損処理を行う」ということでございます。

いわゆる流動資産、販売資産にしにいった時に、時価会計をして一定の金額、例えばB/S上に載っている資産計上から、かなり著しく低落していると、低下している場合については減損をする。いわゆる資本から落としていくという作業をします、ということでありませぬ。

減損会計をするための条件の一つが、1としまして「サービス提供能力の変化」。サービス提供能力というのは、森林は先ほども言いましたように、公益的な機能を持っております。そういうことがなくなったということで、中ポツで「したがって」と書いてございますが、例えば災害や火災、獣被害等による、公益的機能が一部低下してしまう、いわゆる木がないというような場合はこの森林資産から落とすべきだろうということで、こういうことについてはちゃんと減損をしましょうということでございます。

それから(2)でございますが、将来の経済的・経営権の変化によった減損の処理をしていきたいと思いますということでございます。ここにつきましては、先ほど言いましたようにすべてを時価で評価するのではなくて、一定の中で判断をしていきたいと思います。

基本的には、下の方の4行目くらいの「したがって」と書いてございますが、「森林資産のうち、主伐時期に応じた一定の林齢に達した資産にあたっては、立木の販売収益を基とした正味売却価格との検証を行い、それで減損する」と。

何かと言いますと、主伐が決まった段階で時価評価をするということで、いわゆる正味売却価格、時価なんですけど、それと簿価を合わせる、そこで大きく下落をしている場合は減損をしますということでございます。

この減損の基準につきましては、公益法人会計基準の中で「著しい下落」というのは50%ということ明記をされていますので、先ほど言いましたように時価で評価した時と、簿価で50%以上の下落があった場合は、既に本体のB/S、バランスシートから減損をする、落としていくというようなことを考えています。減損としてはこういう二つのことで減損対応をしていこうと考えております。

9番の方で見ていただきたいのですが、基本的には主伐時期というのはいつごろということになると、会計上は、例えば公社にとっていつ主伐というのは、なかなかやるべきではないということですので、当然、当県の公社も5ヵ年計画等々を立てていますので、その中に例えば主伐をしますという形になった時については、今まで森林資産を流動資産に変えて時価評価をすると、そこで減損の判断をするということでございます。

中ポツの下の方の、この減損処理の正味売却価格の計算につきましては、現在の丸太市場価格を基礎として、将来の立木材積から販売収入を算定し、その販売収入から今後の実事業費、実事業費というのは事業費から関連する収入を差し引いた額、と分収交付金を控除した価格と正味売却価格という形で、いわゆる公社の取り分価格を正味売却価格とする。

このこと、B/S上の取得価格と比較考慮をするということでございます。こういう形で見ますと、高知県の場合はご存じのように主伐というか、契約満了が去年来ましたし、今年も来ます。そうすると、時価会計にどんどんなりますので、前年度につきましても約3,000万円ありました正味財産が約半分、1,200万円くらい棄損をして、1,800万円くらいになっています。

今年度も主伐を計画をされています。主伐を実施しますと、今の木材価格でやると約1,800万円しかない正味財産がマイナスになる可能性もあるということで、主伐がどんどん増えていくことによって、そういう資産が劣化をする。資本勘定が劣化していくということですので、そういうことで判断をしていきたいと思います。

4番目に書いてあります「注記」ということで、B/S上は先ほど言いましたように、なかなか一旦減損してしまうと、今の会計基準上、例えばもし木材価格が上がった時に、例えば2倍になった時に、また新しい価格に計上できるかということがあるんです。

今の日本の会計規則上は、一旦減損したものについて復活できないというような決まりがございますので、一旦終わってしまうと、なんぼ木材価格が上がってもそれが正しい価格、実勢価格であるとしても公社の財務諸表の中には復活しないというような、日本の大きな会計基準の中でございますので、そこを相当慎重にしなければならぬということで、会計のB/S上の本体には出て来ないのだけでも、注記という形で、いわゆる参考資料として開示をしようということ。そこで実際の価格を表示をしようということ。

ここの価格の評価としましては、林業の場合については標準伐期齢というのがございまして、高知県の場合スギは何年とか、ヒノキは何年とかいうのは地域ごとに決まっております。そこまではいわゆる取得原価を使っていくと。

標準伐期齢を越えますと、基本的には製材というか木を伐れる状態、売れる状態になりつつあるということで、標準伐期齢を境に標準伐期齢までは取得原価を採用すると。標準伐期齢以上については、先ほど言いましたような時価評価をしまして、評価をするということで、注記には今の木材価格に沿った金額が出ているという形でリスクを関係者、特に我々と県民の皆さまに開示をしていくということを考えています。

こういう形をしますと、なかなか実は厳しい価格が出てくるだろうと考えています。

ただ、9ページの下の方で少し書いてございますが、下のポツの二つ目くらいの中ほどでございますが、「回収能力見込み額の算定は」ということでございますが、「現時点の木材市場価格を基に算出した将来の木材販売収入に、今後の補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を現在の価格に割戻した価格とする」ということで、将来価格につきましては30年後、50年後の価格でございますので、今の価格とは違いますということです。

会計上のやつについては一定のリターンを当然求めてくるので、一定の金利をもって割戻しをします。というのは例えば「将来の1万円が今はなんぼや」と、将来の1万円が今であれば5千円だと、要はそういうような割戻しをします。今の5千円が将来の5千円ではないので、そういう処理を会計上はします。割戻しをした額で、現在価格を出すということでございます。

現在、国の方としましては、国の方は公庫です。日本政策金融公庫の金利が一番低くて1.6%くらいなんですけど、今回の我々地方は、1.6%で割戻してしまうと、県が無利子貸付をしていますので、当然県の無利子貸付については0%でリターンを期待をしてないということでございますので、それは実はおかしいだろうということです。

専門用語で申し上げますとバックというやり方がございますが、いわゆる借入金をする。例えば高知県の場合は280億円の負債がございまして、有利子負債は100億円だと、県の無利子負債が180億円、その割合を金利で割るということで、高知県の場合の利子だと、1.6%の公庫の資金でやると県の方の無利子貸付の方が多いので、半分以下の0.6とか0.7で割戻しをするという形で、実勢価格に合わすというような案分法をします。ということで今考えております。

先ほど言いましたように、補助金につきましては、これはいろいろ議論がございまして、圧縮しないでそのまま計上するということになると取得原価が、補助金が85%、公社がございまして、これから事業をしていくことについては、本当は15%でいいのに、要は85%を、オンしたやつも事業費全部を資産計上することになると、今求められているのが時価に近い実勢価格はいくらだという時に、補助金を上乗せした場合、資産が要は水ぶくれになるということです。

そういう状態になりますので、現実的に合わないというようなことで、これについては少し公社の存続というか、存廃の問題も大きな問題になりますので、国とか公認会計士とか、最終的には日本政策金融公庫とも調整をして、両方のやり方があるということですが、今のやり方の中で継承していく、各公社がおやりになっているやり方をしていこう。

実は公社の中には、全国で圧縮記帳をしてない公社が4つございまして、その内の1つは解散をします。あと3つがそういう圧縮をせずに資産計上をしている所がございまして、そういう所については、独自方法で今のまま継承をしていくというふうな形で資産査定をしていく形にしております。

ざっと説明して申しわけなかったのですが、今の価格については投資額をすべて乗せて

使っているんですけども、今回の会計基準については標準伐期を境に、標準伐期までは取得原価を計上して、標準伐期以降については一定の流動性があるということで時価に近い形の価格評価をして、それを決算書類、B/S（貸借対照表）ではなくて、その貸借対照表の下にある注記と、決算書の一連の書類なんですけど、そこに参考資料として書いていって、透明性を高めようとするという形で考えております。

今のところまだこれについては、最終報告しますので、高知県の方もまだ最終的な計算をしておりませんが、先ほど申しましたように、時価会計が多くなれば多くなるほど資産が劣化をするということで、主伐が近い所についてはかなり厳しい決算処理をやらざるを得ないのかなと考えております。そういう大きな方向で全国的な方向は動いておるということでございます。

これから最終的に、今年度末に正式決定をするということでございますが、全国の方では今年度決算で試算をしていこうということ考えていますので、今年度決算からこういう形で一定の参考資料として出していこうという形にしています。かなり厳しい数字が出ているだろうなというようなことを想定しております。

決定事項ではございませんが、一応こういう方向でほぼかたまりつつあるということで、若干シミュレーションと違うんですけども、今のB/S上の形態として、少し形が見えてきたかなということでご報告させていただきます。

以上です。

（根小田委員長）

はい、ありがとうございました。

全国レベルでの新会計基準の策定についての考え方をご紹介していただきましたが、いかがでしょう。何かご質問等ございましたら。

これは、もう1回最終報告は出るんですか。いつ頃出るんですか。

（事務局）

これにつきましても、一応は年度末で、今年度中に決定すると。

（根小田委員長）

ただ、国が考え方を採用するかどうかは、また別。

（事務局）

今のところ総務省さんは、先ほど申しましたように健全化法の中でなさってますので、総務省の方も反対はしてませんが、事業については総務省の方の考え方を定着したい。ちょっとダブルスタンダードなんですけども、これについては否定はしませんが、そういう特別交付税とか支援することについては、健全化法の中で法律で定めた基準がある

ので、これを採用したいと。

林野庁につきましては、これについて一応了解をいただいております、先ほど言いましたように、20年、21年度決算で、来年の1月、2月頃にヒアリングをするということで今準備をしております。

日本政策金融公庫からお金を借りていますので、日本政策金融公庫につきましては、こういうやり方については議論をするということでございます。

あと、公益法人への会計基準になりますので、公益法人の所管課は内閣府でございますので、今、内閣府のそういう委員会がございますので、その公認会計士とアポを取るために、今少し動いているということで、公認会計士というか内閣府の了解も得たいということで、今実は動いているということでございます。

(根小田委員長)

最初の県議会とのやり取りの中で、新会計基準についての質問があつて、それに対する回答の中で、「林業の特性を考慮し製品になるまでは簿価、売れる時期が来たら時価という案で国と同意している」と、このところはこの考え方をベースにして回答されているわけですか。

(事務局)

そうです。

(根小田委員長)

何か、ご質問。

最終的に、この高知県の場合の長期的な資産評価をやる場合には、ここでまとまった考え方をベースにしてやっていくと。

(事務局)

そうですね。この会計基準につきましては、将来価格を出しているんですけど、基本的には今のストックというか、今のB/S上の形態を示す会計基準でございますので、今のことで資産がどうなるかということになると思います。

ただ、将来的には先ほども言いましたように、将来価格を出していますので、それが最終的に公社が木を売った時に収入となる価格を計算します。そういうシミュレーションはできます。

(根小田委員長)

ほか何か。

中間報告段階の全国的な検討状況について、特にございませんですか。

これも年度末に大体まとめようということなんですが、特にないようでしたら、議事の方は（１）のウを終わります。

（２）の公社存続プラン等の修正というのは、要するに前回の委員会で武田委員の方から、森永委員、橋本委員が出していただいた素案に対するご質問がいろいろ出ていましたので、それに対する返答みたいなことで考えておったのですけれども、武田委員の方が今日欠席されておりますので、これについては今回は省略という形にさせていただきたいと思います。

その他、特にございませんでしょうか。

今日は、主に採算林・不採算林の定義について、及び今後の事業手法の見直し等についてご議論いただきましたが、最終報告に向かって、その他有利子負債の扱い、理事会の活性化のための方策等についてももう少し議論を進めて、最終的な報告案をまとめていくという形にさせていただきたいと思ひますし、橋本委員、森永委員にまたご苦勞をかけることと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

今後のこの委員会の最終報告に向けた段取りというか、その辺事務局の方、どう考えていますか。

#### （事務局）

この委員会が始まった時から、今年度中に改革プランを出していただきたいということでお願ひをしております。

ただ、我々の方で事務局の方も出せないというか、数字を出せないところがござひます。そこが若干遅れているということでござひますので、これについては先ほど言ひましたように全国的な動き、数字と併せまして、数字の問題がござひますので、出した数字がまた変わるというのもよろしくないです。

ただ前回、今回、採算林・不採算林のことで算定しているように、今のは19年の1月からですか、価格がかなり下がっています。かなり厳しい数字だろうと思ひますので、今のところ私の方としては2月、今年度中に改革プランを作つていただきたいと思ひております。

それと今回については、採算林・不採算林の所のいわゆる公社のあり方を含めて、ここが大きく決まれば大体、外郭というか今後の見えたる姿というのが出て来ようかと思ひます。

なかなかこの委員会の中でもご議論をいただきたい、これから十分していただきたいと思ひております。

次回は、多分1月頃の予定をしていますが、それまでに事務局の方からまた各委員さんにご説明しながら、ご意見を聞きながら、委員長がさっきおっしゃつたように少し、森永さん、橋本さんの方とご相談させていただいて、その辺のところをペーパーにできるかという形で、今回の意見を踏まえて、それとまたできましたら、各委員さんにお会ひさせて

いただいて、もう少し議論というかお知恵をいただければなと思っております。  
そういう形で、もしよろしければ説明させていただきたいなと思っております。

(根小田委員長)

そうすると、次回は大体今年度内、1月くらいと考えているということですね。  
改革プランの骨子、全体としての骨子みたいなものが原案として出てくればいいと、そういう方向でやっていただくということですね。  
ということで、今日の会はこれで終了させていただきたいと思います。  
長時間どうもありがとうございました。